【規程番号　神女大Ｖ－010】

家政学部管理栄養士養成課程臨地実習履修資格についての細則

家政学部管理栄養士養成課程において、臨地実習を履修しようとするものは、実習に耐え得る健康を保持していること、また、各科目の臨地実習履修前に下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 臨床栄養学臨地実習（臨床栄養学実習Ⅰ（校外）及び臨床栄養学実習Ⅱ（校外））

①専門科目のうち、臨床栄養学概論、臨床栄養学Ⅰ及びライフステージ栄養学は修得済み、総合演習Ⅱは、当該開講期末までに修得見込みであること。

(2) 公衆栄養学臨地実習（公衆栄養学実習（校外））

①専門科目のうち、公衆栄養学Ⅰ、公衆衛生学Ⅰ、栄養管理学は修得済み、公衆栄養学Ⅱと公衆栄養学実習、総合演習Ⅰ、ライフステージ栄養学、栄養教育論Ⅰは、当該開講期末までに修得見込みであること。

(3) 給食経営管理論臨地実習（給食経営管理実習Ⅰ（校外）及び給食経営管理実習Ⅱ（校外））

①専門科目のうち、調理学、調理学実習Ⅰ、栄養管理学、給食経営管理論Ⅰ、給食経営管理実習は修得済み、総合演習Ⅰは、当該開講期末までに修得見込みであること。

本細則は令和4年度入学生より適用する。
この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。
なお、編入学生については、編入年次の細則に従うものとする。